

## 国際税務 QI/FATCA/CRS 関連情報

### OECD による Peer Review の結果報告

2022 年 11 月 28 日

2022 年 11 月 9 日、経済協力開発機構（Organisation for Economic Co-operation and Development、以下「OECD」）は、共通報告基準（Common Reporting Standard、以下「CRS」）における情報の自動的交換（Automatic Exchange of Information、以下「AEOI」）の基準を実施するために各国が導入している法的枠組みに関する Peer Review の結果について、報告書を公表した。本報告書では、2020 年までに CRS における AEOI の基準を導入している 100 以上の国のレビュー結果と、AEOI の基準が有効に機能しているかどうかの初回のレビュー結果が記載されている。

本ニュースレターでは、Peer Review の概要と、日本におけるレビュー結果について、公表された内容を簡単に記す。

#### Peer Review の概要

CRS の枠組みに参加する国は、AEOI の基準に含まれるデューデリジェンス及び報告規則に従い、情報交換のためのデータ収集及び報告を金融機関に要求する国内法の整備や、各国間で情報交換を実施するための国際的な法的枠組みの整備、情報交換のためのシステム整備が求められる。OECD は、AEOI の基準のプロセスに各国がタイムリーに従っているかどうかモニタリングを行うだけではなく、各国における AEOI の基準のプロセスが完全かつ効果的であるかどうかを確認する為、Peer Review を実施した。Peer Review にて検証されたプロセスは以下の 3 つである。

- **機密保持とデータ保護措置の枠組みのレビュー**  
交換される情報には納税者を特定する機密情報が含まれるが、当該情報は適切に保護され、CRS 上の目的でのみ使用されなければならない。そのため、OECD は、各国のデータ保護に関する法的・運用的な取り決めについてレビューを実施した。情報の秘匿性の観点から本報告書にはレビュー結果は公開されない。
- **国内及び国際的な法的枠組みのレビュー**  
CRS では、各国において国内及び国際的な法的枠組みを完備する事が要求される。国内では、法的枠組みにより金融機関に対して所定のデューデリジェンスと報告義務を課す必要があり、国際的には、各国間において全ての利害関係適正パートナーと必要な方法で情報を交換するための法的基準を有していなければならない。そのため、OECD は各国の国内及び国際的な法的枠組みが完全であり、AEOI 基準の

プロセスが効果的に運用されるようなものとなっているかをレビューする。

- **AEOI の基準の実践的な実施の有効性に関するレビュー**  
法的枠組みのレビューに加えて、各国が当該枠組みに従い、実際に情報交換プロセスにおいて効果的な運用をしているかどうかをレビューする。

OECD はこれらの 3 つの検証プロセスのうち、「国内及び国際的な法的枠組みのレビュー」、及び、「AEOI の基準の実践的な実施の有効性に関するレビュー」について、それぞれ 2 つの評価項目を設定し、各国について AEOI の基準の遵守状況を格付けしている。「国内及び国際的な法的枠組みのレビュー」についての評価項目は、国内法の枠組み、及び、国際法の枠組みの 2 項目であり、「実践的な効果に関する初回評価」についての評価項目は国内の情報収集及び報告、及び、各国間の情報交換の 2 項目である。OECD は各項目について以下の要件を十分に満たすかを評価している。

**国内法の枠組み：**各国は、全ての報告金融機関に AEOI の基準のデューデリジェンスと報告手続を要求し、そこに規定される AEOI 基準の効果的な実施を規定する国内法の枠組みを有するべきである。

**国際法の枠組み：**各国は、管轄当局協定に従った情報交換を約束し提供する、全ての利害関係適正パートナーと有効な交換関係を有するべきである。

**国内の情報収集及び報告：**各国は、報告金融機関がデューデリジェンスと報告手続を正しく実施することを保証すべきである。これは、国が AEOI の基準の効果的な実施を保証するための管理枠組みを有するという要件を含む。

**各国との情報交換：**各国は、AEOI の基準に従った仕分け、準備、検証及び送信を含む、効果的な情報交換を実際に適時に行うべきである。

日本における評価を、次のページにて記載する。

## 日本の Peer Review における「法的枠組みの判定」

日本の Peer Review における「法的枠組みの判定」は以下の通りであった。

法的枠組みのレビュー	
国内法の枠組み	In Place But Needs Improvement (整備されているが改善が必要)
国際法の枠組み	In Place (整備されている)
総評	In Place But Needs Improvement (整備されているが改善が必要)

国内法の枠組みに関して、整備されているが改善が必要であるとの評価を受けており、OECD の所見及び提言は以下の通りである。

所見：日本は、国内法の枠組みの中で報告義務のある金融口座の範囲を定義し、それらを特定するために適用すべきデューデリジェンスの手続きを、CRS とコメントリーにほぼ整合する形で組み込んでいる。しかし、欠陥も発見されている。具体的には、日本の法的枠組みは、AEOI の基準が要求する実質的支配者の定義を十分に盛り込んでおらず、実質的支配者を特定するためのデューデリジェンス手続も十分に盛り込まれていない。支配者の定義と特定は、AEOI の基準が適切に機能するために重要である。

提言：日本は、報告金融機関に対し、信託や類似の法的取決めの支配者を常に AEOI の基準に従って特定し、報告すべき状況を決定するよう、国内法の枠組みを改正すべきである。また、日本は、信託及び類似の法的取決めにに関して特定することが要求される全ての自然人を含むことにより、AEOI の基準に従った支配者の定義を完全に組み込むために、国内法の枠組みを改正すべきである。

当該所見及び提言によって、特に信託における実質的支配者の定義と特定プロセスに関する日本の法制上の枠組みが、AEOI の基準を満たしていないと評価を受けていることが明らかとなった。これを受けて、実特法における特定対象者の定義、特に信託の実質的支配者に関する取扱いについて、今後改正が検討される可能性が高いものと推察される。

国際法の枠組みに関して、OECD は、日本は整備されていると評価した。日本は情報交換に関する国際的な法的枠組みを整備しており、各国（日本からの情報を受領し、情報機密性とデータ保護に関連する要求基準を満たすすべての国・地域）との交換を規定しているとコメントしている。

総評として、「法的枠組みの判定」において、日本は法的枠組みは整備されているが改善が必要であるという評価を受けた。日本は、日本以外の各国と情報を交換するための国際的な法的枠組みは CRS の要求事項に合致しているものの、報告金融機関にデューデリジェンスと報告手続を義務付ける国内法の枠組みにおいて、AEOI の基準の要素が適切に機能するのに重要な欠陥があるとコメントしている。

## 日本の Peer Review における「実践的な効果に関する初回評価」

日本の Peer Review における「実践的な効果に関する初回評価」は以下の通りであった。

実践的な効果に関する初回評価	
国内の情報収集及び報告	On Track (有効に機能している)
各国との情報交換	On Track (有効に機能している)
総評	On Track (有効に機能している)

OECD は、報告金融機関がデューデリジェンスと報告手続を正しく実施し、その結果、完全かつ正確な情報を報告するために日本が導入した手続が有効であると評価した。なおこの評価には、日本が報告金融機関に対して報告のための効果的なデューデリジェンスの枠組み及び関連する手続を用意できていること、及び日本が情報交換を実施する各国と協力し、適切な報告を行うための手続を踏んでいることも含まれる。

ただし、日本から各国の情報交換に関し、以下の問題点が指摘されており、日本はこれらの問題点を認識し対処中である。

- 各国と比較して、日本から各国に報告される金融口座について納税者番号が含まれていないケースが著しく多い
- 各国と比較して、報告金融機関から日本に報告される不記録口座が著しく多い
- 日本から各国に報告される金融口座について、各国が把握する金融口座保有者の情報との照合ができないことが多い。この問題点は日本と各国の言語の相違によるものであると考えられている
- 20（又は 24%）の国から、日本から報告される多数の金融口座について、金融口座保有者の納税者番号が空欄である、生年月日が空欄である、氏名に NFN（Non First Name）が使用されている、及び、住所に問題がある、とのフィードバックを受けている

各国との情報交換に関して、OECD は、日本は有効に機能していると評価した。日本は、各国との情報交換の際に、情報の選別、準備、検証に関して期待に十分応えているとコメントしている。

総評として、「実践的な効果に関する初回評価」において、日本は有効に機能しているという評価を受けた。OECD は、日本には継続的な有効性を確保するために、適宜、実施プロセスを継続することを望むとコメントしている。

## おわりに

Peer Review の結果、日本における報告に関するプロセスや各国との情報交換、及び国際法の枠組みに関しては特段改善を求めようようなコメントはなく、AEOI の基準に従って適切な対応がされていることが確認された。一方で、国内法においては信託の支配者の定義及び特定のプロセスについて OECD より所見及び国内法改正の提言があったことから、今後実特法の改正が検討されることが予想される。特に信託を扱う金融機関にとってはデューデリジェンス手続への影響が生じる可能性がある。また、各国より日本経由で報告金融機関が報告した金融口座の情報について問題点が指摘されており、日本はこれらの問題点に対処中であることから、今後、報告金融機関はより正確な報告が求められることが想定される。

デロイト トーマツ税理士法人では、QI、FATCA、CRS、及び米国税務に関して専門チームを有し、常に最新情報を入手の上、多数

の金融機関にサービスを提供している。今回、ニュースターでご案内した内容のほか、制度内容・法令等でご不明な点等があれば、相談いただきたい。

Any tax advice included in this written or electronic communication was not intended or written to be used, and it cannot be used by the taxpayer, for the purpose of avoiding any penalties that may be imposed by any governmental taxing authority or agency.

## 過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

[www.deloitte.com/jp/tax/nl/us](http://www.deloitte.com/jp/tax/nl/us)

## お問い合わせ

米国税務及び QI/FATCA、OECD CRS に関するお問い合わせは、下記の担当者までご連絡ください。

デロイト トーマツ 税理士法人 東京事務所 US デスク		
パートナー	前田 幸作	<a href="mailto:kosaku.maeda@tohmatsumt.co.jp">kosaku.maeda@tohmatsumt.co.jp</a>
シニアマネジャー	秋葉 奈緒子	<a href="mailto:naoko.akiba@tohmatsumt.co.jp">naoko.akiba@tohmatsumt.co.jp</a>
マネジャー	榎本 純子	<a href="mailto:junko1.enomoto@tohmatsumt.co.jp">junko1.enomoto@tohmatsumt.co.jp</a>
マネジャー	渡邊 美穂子	<a href="mailto:mihoko.watanabe@tohmatsumt.co.jp">mihoko.watanabe@tohmatsumt.co.jp</a>
マネジャー	高島 憲一	<a href="mailto:kenichi.takashima@tohmatsumt.co.jp">kenichi.takashima@tohmatsumt.co.jp</a>
所在地	〒100-8362 東京都千代田区丸の内三丁目 2 番 3 号 丸の内二重橋ビルディング	
Tel	03-6213-3800 (代)	
email	<a href="mailto:tax.cs@tohmatsumt.co.jp">tax.cs@tohmatsumt.co.jp</a>	
会社概要	<a href="http://www.deloitte.com/jp/tax">www.deloitte.com/jp/tax</a>	
税務サービス	<a href="http://www.deloitte.com/jp/tax-services">www.deloitte.com/jp/tax-services</a>	

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイト ネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人、DT 弁護士 法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のビジネス プロフェッショナル グループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスク アドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市以上に 1 万 5 千名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト ([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp)) をご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、デロイト トウシュート マツ リミテッド ("DTTL")、そのグローバル ネットワーク 組織を構成するメンバー フォーム およびそれらの関係法人 (総称して "デロイト ネットワーク") のひとつまたは複数 を指します。DTTL (または "Deloitte Global") ならびに各メンバー フォーム および関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバー フォーム ならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のフォームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバー フォーム であり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバー およびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における 100 を超える都市 (オーストラリア、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む) にてサービスを提供しています。

Deloitte (デロイト) は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザー、リスク アドバイザー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500® の約 9 割の企業や多数のプライベート (非公開) 企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。"Making an impact that matters" をパーパス (存在理由) として標榜するデロイトの約 345,000 名のプロフェッショナルの活動の詳細については、([www.deloitte.com](http://www.deloitte.com)) をご覧ください。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイト ネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイト ネットワークの公式見解ではありません。デロイト ネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of  
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2022. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

